

## 滋賀医科大学同窓会「湖医会」会則

1981年（昭和56年） 3月25日制定

2011年（平成23年）10月29日最終改正

### 第1章 名称

第1条 本会は、滋賀医科大学同窓会「湖医会」と称する。但し、「湖醫会」を用いてもよい。

### 第2章 事務局

第2条 本会は、事務局を原則として滋賀医科大学内に置く。

### 第3章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、滋賀医科大学の発展、医学の進歩に寄与することを目的とする。

### 第4章 事業

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会誌、会員名簿の刊行
2. 研究会、講演会、その他各種会合の開催
3. 滋賀医科大学学生への育英・修学援助、活動支援
4. その他、本会の目的達成上必要な事項

### 第5章 会員

第5条 本会は、次に掲げる会員を持って構成する。

#### 1. 正会員

- 1) 滋賀医科大学卒業生（以下「卒業会員」という。）
- 2) 滋賀医科大学生及び本学卒以外の滋賀医科大学大学院生（以下「学生会員」という。）
- 3) 本学卒以外の滋賀医科大学大学院修了者で入会を希望する者（以下「大学院会員」という。）

#### 2. 特別会員

滋賀医科大学の学長、副学長、教授、准教授、講師及びその職にあった者（前項の正会員を除く。）

#### 3. 賛助会員

本会の目的に賛同し、入会を希望する以下の者のうち幹事会が認めた者（前2項の正会員及び特別会員を除く。）

- 1) 滋賀医科大学の教職員及び元教職員
- 2) 滋賀医科大学において研究、研修に従事しているか、かつて研究、研修に従事した者

#### 4. 名誉会員

本会对し特別の功績があった者で、会長が推薦し幹事会で承認された者

第6条 会員の権利と義務

1. 全ての会員は会則を遵守する義務を有し会則に定められた権利を与えられる。
2. 会員は、会長その他の役員の要請に応じ本会の事業に協力しなければならない。
3. 会員は、住所、氏名、役職等身分に変更の生じたときは、遅滞なく、事務局に報告しなければならない。

4. 正会員のうちの卒業会員と大学院会員は、規程において定められた会費を納めなければならない。また既に納めた会費の返還はしない。
5. 正会員のうち会費を担う卒業会員及び大学院会員は、総会に出席し討議する権利と義務を有する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。また学生会員は総会でオブザーバーとして発言することができる。

## 第6章 役員

第7条 本会には正会員の中から選出し次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（医学科及び看護学科の卒業生より各1名以上、事務局担当1名）
3. 幹事 各卒業年度より若干名、及び特に立候補する者
4. 常任幹事 若干名
5. 監査役 若干名

第8条 役員を選出

1. 常任幹事以外の上記役員は、総会において正会員からこれを選出する。但し、監査役は正会員に限らない。
2. 新卒幹事は、前項に関わらず幹事会で承認する。
3. 常任幹事は会長が幹事の中から選び、幹事会で承認する。
4. 監査役は他の役員を兼任できない。
5. 幹事会は、役員が欠けたときは、仮役員を任命できる。但し、仮監査役を任命することはできない。
6. 役員選出の運営は役員選出規程に基づいて行う。

第9条 役員任期

1. 役員任期は、3年とする。但し、再選を妨げない。任期満了後であっても、後任者の選出あるまでは、その務を行わなければならない。
2. 新卒幹事の任期は、前項に関わらず次の役員改選までの期間とする。

第10条 役員任務

1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
3. 事務局担当の副会長は、事務局規程に基づいて会の円滑な運営に努める。
4. 幹事は、会員の意見を反映するよう努力し、また幹事会の運営に協力し、応分の会務掌理を担う。
5. 常任幹事は、幹事会で承認を得た会務を掌理し執行する。
6. 監査役は、業務および会計を調査、報告し、差し止めする。
7. 監査役は、他の役員を補充できない。

## 第7章 会議

第11条 本会の会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とし、各会議の運営は会則および規程に基づいて行う。

第12条 総会の開催及び議決

1. 定時総会は、毎年1回、会長が招集する。
2. 総会は、委任状も含めて、正会員のうち卒業会員及び大学院会員の1/10以上の出席をもって成立し、議決は、出席会員の過半数を持って決する。但し、賛否同数の時は、議長の決するところによ

る。

3. 総会の議長は、幹事会にて互選する。
4. 会長が必要と認めたとき、または幹事会の請求または正会員のうち卒業会員及び大学院会員の1/10以上の請求または監査役の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。

#### 第13条 総会での議決、承認を得る事項

1. 役員を選出
2. 事業報告、収支決算、事業計画及び収支予算
3. 会則の制定及び改廃
4. 幹事会または監査役が必要と認めた事項
5. 総会で緊急提案され、必要性が承認された事項

#### 第14条 幹事会

1. 幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成される。
2. 幹事会は、第4条に定めた事項及び庶務について協議、決定し事業の執行に当たる。
3. 幹事会は、毎年2回、会長がこれを召集する。他に、会長が必要と認めたとき、及び幹事の1/3以上の請求または監査役の請求があったとき、常任幹事会の請求があったときは会長が臨時幹事会を召集する。
4. 幹事会の議長は、互選による。
5. 幹事会は、委任状を含む過半数の出席をもって成立し、過半数をもって決する。但し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。
6. 監査役は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第15条 常任幹事会

1. 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって構成される。
2. 常任幹事会は必要に応じて会長がこれを召集する。
3. 常任幹事会の議長は、互選による。
4. 常任幹事会は、第4条に定めた事項及び会計、庶務のうち急を要する案件を協議し、適切な会務の執行に当たる。
5. 常任幹事会での議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。
6. 常任幹事会は、必要に応じて、幹事等を委員とする各種委員会を会務執行の補助機関として設置する。常任幹事は委員会の中心として運営に当たる。

### 第8章 部会

第16条 特定の属性を有する会員の集まりとして、部会を設置できる。

第17条 部会の設置は、正会員よりの申請を常任幹事会で審議し、幹事会で承認するものとする。

### 第9章 会計

第18条 本会の経費は、次の収入をもってこれに当てる。詳細は会費等規程に定める。

1. 年会費
2. 寄付金
3. その他の収入

第19条 名誉会員、特別会員及び学生会員は、年会費の納入を要しない。

第20条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日をもって終わる。

#### 第10章 顧問

第21条 顧問1名を、特別会員から選出する、顧問は本会に対し助言を行う。

#### 第11章 その他

##### 第22条 賞罰・入退会

特段の貢献ある者の表彰、特に名誉や会則に反した者への対応、及び入退会の承認について別途規程に基づいて行う。

##### 第23条 規程・細則

本会の会務に必要な規定・細則は、常任幹事会で審議し、幹事会の議決を経て別に定める。

付則 この会則は、1981年（昭和56年）3月25日から施行する。

付則 この会則は、1989年（平成元年）5月13日から施行する。

付則 この会則は、1990年（平成2年）7月15日から施行する。

付則 この会則は、1991年（平成3年）10月26日から施行する。

付則 この会則は、1992年（平成4年）10月24日から施行する。

付則 この会則は、1993年（平成5年）10月25日から施行する。

付則 この会則は、1997年（平成9年）3月25日から施行する。

付則 この会則は、2006年（平成18年）10月29日から施行する。

付則 この会則は、2008年（平成20年）10月25日から施行する。

付則 この会則は、2009年（平成21年）10月24日から施行する。

付則 この会則は、2010年（平成22年）10月23日から施行する。

付則 この会則は、2011年（平成23年）10月29日から施行する。